

# 第6回生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会

日時:平成17年11月4日(金)  
11:00～12:30  
場所:東海大学校友会館  
阿蘇の間

## — 議事次第 —

1. 開会
2. 議題
  - (1) 総括的議論
  - (2) その他
3. 閉会

### 【配付資料】

資料1 「生活保護制度等の基本と検討すべき課題 ～給付の適正化のための方策(提言)～」(全国知事会・全国市長会 提出資料)

資料2 (木村委員 提出資料)

資料3 「生活保護及び児童扶養手当の見直し案」(厚生労働省 提出資料)

資料4 「生活保護制度等の運用や他制度との関係に関する地方団体からの指摘事項とそれへの対応について」(厚生労働省 提出資料)

「生活保護及び児童扶養手当の見直し案について」(厚生労働大臣発言要旨)

## 生活保護制度等の基本と検討すべき課題

～給付の適正化のための方策（提言）～

全国知事会  
全国市長会

### 1. 基本的考え方

#### 【生活保護制度の根源的責任】

生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において、生活に困窮する全ての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であります。

従って、国民の最低限度の生活を保障される機会や最低限度の生活水準の内容については、地域あるいは個人によって実質的な差が生じることがあってはなりません。

#### 【国と地方の役割の在り方】

上記のような基本的な考え方から、国は、平成12年度の地方分権一括法において、生活保護を「生存にかかわるナショナル・ミニマムを確保するため、全国統一的に公平・平等に行う給付金の支給等に関する事務」であるとして法定受託事務に分類し、厚生労働大臣がその責任と権限をもって保護基準や処理基準等、制度の枠組みを決定、地方はその基準に従って事務を実施してきております。

こうした基本的枠組みは、ナショナル・ミニマムを確保する観点から堅持する必要があります。

法定受託事務という点では、児童扶養手当についても同様であり、生活保護及び児童扶養当事務は、地方の自由度を高め創意工夫に富んだ施策を展開するために「地方自治体の裁量を拡大する」に相応しいものではありません。

地方自治体の裁量を拡大するという一方で、法定受託事務たる生活保護事務等について国庫負担を見直すことは、地方への単なる負担転嫁であり、断固反対であります。

#### 【生活保護費等の適正化】

この協議会の共同作業によって、生活保護費に係る保護率の上昇や地域間較差は、実施体制によるものではなく、経済的・社会的要因によって極めて大きく影響を受けていることが解明されました。すなわち、これまで厚生労働省などが求めていた地方負担率の引上げでは、生活保護費の削減にはつながらないことも明確となりました。

生活保護費等の適正化に資する改革として、役割分担の枠組みを変更するなど生活保護制度の根幹に関わる制度改革を行おうとするのであれば、本協議会における協議の範ちゅうを超えており、我が国の社会保障制度全体の在り方を踏まえた慎重かつ専門的な審議が必要です。

## 2. 生活保護制度の検討すべき課題

生活保護制度の在り方については、これまでも関係者協議会において議論してきたところであります。生活保護制度は様々な課題を抱えており、今後、給付の適正化に資する改革の観点から次のような課題について、専門的な審議の場において十分検討が行われる必要があります。

### ①高齢者世帯の生活保障に対する対応策

高齢者世帯が被保護世帯の約半数を占めており、これらの高齢者世帯は経済的自立の可能性が極めて低い。こうした高齢者世帯に対する生活保障の制度が生活保護制度以外になく、全て生活保護にかかってくる現状にあることから、これら高齢者世帯の生活保障に対する抜本的な対応策を検討する必要があります。

### ②年金制度との均衡等

- ・老齢基礎年金額や一般低所得者層の収入額が生活保護基準額より低く、均衡が損なわれていることについて考慮する視点から、それぞれの制度の性格を踏まえながらも、適切な見直しを検討する必要があります。
- ・なお、高齢者の所得政策として年金制度は最も重要であることから、国において加入促進や納入率の向上といった対策に全力を挙げて取り組む必要がある。  
パート・フリーターについても、厚生年金・健康保険、雇用保険の加入を促進する必要があります。

### ③有期保護制度の創設

就労可能な被保護者については、例えば、適用期間を限定し更新制とする有期保護制度を創設するなど、自立・就労に向けた効果的な仕組みについて検討する必要があります。

### ④調査協力の義務付け

保護の実施に際して必要となる生活保護法による諸調査については、本人の同意がない等の理由で金融機関の協力が得られない場合、現行制度では十分な調査が出来ない現状にあることから、当該金融機関の調査協力を義務付けるよう制度改正する必要があります。

### ⑤自立・就労支援のための緊密な連携の確立

被保護世帯のうち就労可能な世帯の割合は、全国平均で2割に満たないが、被保護世帯に対する自立・就労支援が効果的に機能するよう、福祉事務所とハローワーク、関係機関との緊密な連携を可能とする制度的な仕組みを確立する必要があります。

### ⑥年金担保貸付制度の在り方

年金担保貸付制度については、安易な利用や繰返し受給を防ぐための国の対策が不十分であることから、その在り方について検討する必要があります。

⑦資産処分方策

被保護者の扶養義務者が、被保護者に対して何の援助もしないのに、家屋・土地等だけは相続するような現状は、国民の理解が得られない。このため、資産活用を徹底し、自宅資産（家屋・土地）からの費用徴収（リバースモーゲージ）の実施を検討する必要がある。

⑧社会保障審議会専門委員会における積み残しの課題への取組み

平成16年12月に国の社会保障審議会専門委員会の報告書が提言した制度改正のうち、未だ措置されていない単身世帯基準の設定等、積み残しの課題についても国は早急に取り組む必要がある。

3. 児童扶養手当制度の検討すべき課題

①養育費の確保対策

離婚した父親から支払われるべき養育費の確保について、改正母子及び寡婦福祉法において一定の見直しがなされたものの、現実的には必ずしも養育費を受け取れる状況になっていないため、確実に養育費を徴収できる仕組みを検討する必要がある。

以 上

平成 17 年 11 月 4 日

川崎二郎 厚生労働大臣

貴下ますますご清祥のこととおよろこび申し上げます。このたびはまた厚生労働大臣ご就任おめでとうございます。平素は厚生行政はじめ国政全般にわたりご尽力をされていることについて、深甚なる敬意を表します。

「生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会」において全力で取り組んできたところでございますが、本日は一つ質問がございます。

貴大臣の忌憚のないご意見を賜れば幸いです。

平成 17 年 10 月 19 日『生活保護費及び児童扶養手当に関する関係者協議会共同作業における議論のまとめ』において、「4 その他 病床数と医療扶助費については、一人当たり医療扶助費のデータの取り方によって、相関があるとするとするデータとないとするデータがある」と記されております。

総務省・地方団体側は、厚生労働白書にあります老人一人当たり老人医療費と病床数、医療費ハンドブックにあります国民健康保険被保険者一人当たり医療費と同じく、生活保護の医療扶助費の分析においても、被保護実人員一人当たり医療扶助費を分析に用いました。その結果、被保護実人員一人当たり医療扶助費と人口 10 万対病床数とはほとんど相関関係がないか弱い相関にとどまったとの結論を得ました。

これにたいし、厚生労働省は、以下「 」内のように主張されておられます。

「○病床数と人口一人当たり医療扶助費には相関がある。(データ)・人口 10 万対病床数と人口 10 万対医療扶助費の相関  $r = 0.59$

○ 被保護実人員 1 人当たり医療扶助費は保護率の影響を受けることから、医療提供体制と医療扶助費の動向の相関を見るためには、人口 1 人当たり医療扶助費によることが適当。

○ なお、国民健康保険において、被保険者一人当たり医療費を用いているのは、保険料拠出者一人当たりの負担額をベースとすることにより、負担の面から見た医療の実施状況の適正さを検証するためであり、拠出に基づかず、全額税負担である生活保護制度の場合は、納税者たる国民一人当たり医療扶助費を取ることで、国民の負担の面から見た医療扶助実施状況の適正さを評価する意味があるものであり、この観点からも左記の分析（木村注一被保護実人員一人当たり医療費を用いた総務省・地方団体側の分析）は有効ではない。」（11 ページ、12 ページ）

ここで、質問がございます。このような場合には、統計上、被保護実人員一

人当たり医療扶助費を用いるのが適切であると私は考えておりますが、  
厚生労働省は、病床数と医療扶助費の関係を分析する場合には、これからも、

- 1) 被保護実人員一人当たり医療扶助費を用いない。
- 2) 人口一人当たり医療扶助費を用いる。

と考えてよろしいでしょうか。

ご回答くださいますようお願いいたします。

地方財政審議会委員 木村陽子